

## 竹山修身前市長の政治資金問題等の調査に関する決議

### 1. 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。  
堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告に関する事項

### 2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条第1項の規定により委員12人からなる竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置して、これに委託するものとする。

### 3. 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を特別委員会に委任する。

### 4. 調査期限

特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

### 5. 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、4,000,000円以内とする。

令和元年6月21日

堺市議会